

## 大阪港湾局人権行政推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、職員に対する人権研修の取組みや、差別事象への対応等について、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、大阪港湾局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (協議事項)

第5条 委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 局における職員に対する人権研修の取組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- (5) その他、委員長が必要と認める事項に関すること

### (幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(研修企画部会)

第7条 幹事会に研修企画部会を置く。

2 研修企画部会は別表第3に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員長	大阪港湾局長
副委員長	理事
〃	理事
委員	総務部長
〃	企画調整担当部長
〃	企画部長
〃	業務改革担当部長
〃	開発部長
〃	開発調整担当部長
〃	開発推進担当部長
〃	財産管理担当部長
〃	計画整備部長
〃	利用促進担当部長
〃	施設管理部長
〃	泉州港湾・海岸部長

別表第2（第6条関係）

幹事	各課長、担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・組織・市会）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	各部リ－ダ－担当係長
〃	各技能統括主任

別表第3（第7条関係）

研修企画部員	総務部人事・港湾再編担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・組織・市会）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	総務部総務課担当係長（府営総務）
〃	企画部業務改革課担当係長（業務改革）
〃	開発部管財課担当係長（管財・総括）
〃	計画整備部保全監理課担当係長（港湾工事）
〃	施設管理部管理課担当係長（部の総括・組織再編）
〃	施設管理部施設課担当係長（施設管理）
〃	施設管理部施設課担当係長（緑地管理）
〃	施設管理部海務課担当係長（海務）
〃	施設管理部海務課担当係長（海岸施設管理）
〃	施設管理部海務課担当係長（海上保全）
〃	施設管理部設備課担当係長（電気）
〃	施設管理部設備課担当係長（機械）
〃	各技能統括主任又は各部門監理主任